

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

農林水産部

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年9月2日から令和6年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

浮沈式生け簀海面養殖調査・管理業務は、本市海域で令和4年から耐久試験を行い、耐久性を確認した浮沈式生け簀において、令和5年11月から令和6年6月まではサクラマス、令和6年11月から令和7年6月まではキングサーモンの海面養殖試験を行う業務であり、令和5年11月にサクラマス1,000尾を生け簀に投入したが、令和6年6月に水揚げできたのは53尾にとどまった。

水揚げが大幅に減少した原因について、農林水産部では、令和5年12月12日に生け簀金網の亀裂を確認したことから補修や補強を行い、さらなる亀裂の進行が予想されたため、令和6年1月30日に金網の中に化繊網を設置したが、この対応までの間に、金網の亀裂からサクラマスが逸走したためと推測している。

サクラマスの逸走を把握した時期については、試験養殖事業でありながら尾数の確認は本事業の業務に含まれないなどとする説明の不整合により事実認定に時間を要したが、少なくとも農林水産部では、令和6年1月30日に化繊網を設置したダイバーからの報告、および同年2月6日に実施したソナー計測の時点でサクラマスの大幅な減少を推測していたこと、化繊網の設置によりさらなる逸走の可能性が低いと考え、以後、生残数の調査を行っていなかったことが確認できた。

したがって、副市長への逸走に関する報告は、報道関係者から取材を受ける9月まで7か月以上行われていなかったことになり、また、その間庁内協議の場も設定されなかった。

サクラマス逸走後の対応については、農林水産部では、生残数が少なくなったことからサンプリング数を減らし、また、耐久年数が2年から5年とされていた生け簀が約1年半で破損したことは、波浪による金属疲労や腐食、付着物との干渉が原因と考え、

設置海域での金網の生け簀の使用は適当でないと判断し、11月に予定していたキングサーモンの養殖試験を延期し、10月末日で本業務委託契約を解除している。

結果的に調査の精度に影響があったことは否めないものの、6月に水揚げされたサクラマスに一定の成長が見られたことから、農林水産部では本市海域でのサケマス類の養殖が可能と確認できたとしている。

サクラマスが逸走したことについては、耐久年数が2年から5年とされていた網に亀裂が生じた事故によるものでやむを得ないと考えるが、多数のサクラマスの逸走という事故が発生し、その後の事業実施に大きな影響が想定されるにもかかわらず、上司への報告や庁内協議を7か月にもわたり行わなかったことは、極めて不適切である。

このことは、農林水産部の説明に不整合があったことから、本事業の目的や業務内容についての理解をはじめ、所管部局としての役割と責任に対する認識不足が原因であると思料されるが、事業の目的や責任の所在が不明確であれば、事業を的確に遂行することができないことから、養殖試験に限らず、事業を計画し実施するに当たっては、事業の目的、所管部局としての役割と責任、得ようとする成果、そのために実施する業務内容について十分に精査、確認し、業務を委託する場合はこれらを適切に仕様に反映するとともに、事業を実施する中で事故や変更があった際の報告や情報共有のあり方について再確認するなど、内部統制を意識した組織運営に努められたい。